

人間ドック等補助金申請

申請期間と回数

4月から3月の

年度内に1回

1 お手続き

- 人間ドック等を受診後、申請により後日補助金を交付します。

人間ドック受診日が3月15日～3月31日の方は

事前に下記申請先へ連絡してください。連絡のない時は交付を受けられない場合があります。

- 受診する医療機関の指定はありません。

対象者	令和7年度 補助額			申請先
	日帰り	一泊二日	脳ドック	
塩尻市国保加入者 35～74歳の方	15,000 円	20,000 円	10,000 円	市民課 国保年金係 (0263)52-0772
後期高齢者医療加入者	10,000 円	10,000 円	5,000 円	健康づくり課 健康推進係 (0263)52-0854

※ がん検診単独（PET検診・胃カメラ・乳がん検診等）は対象外です。

※ 人間ドック補助金申請者は、特定健診・後期高齢者健診の実施と見なし、申請年度の健診受診はできません。

2 申請時の持ち物

- 資格確認書、資格情報のお知らせ 領収証（原本） 受診結果表（原本） 振込口座
の分かる物 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

3 健診結果の活用

- 受診結果は、データベース化し将来の医療費増加を抑制し生活習慣病の重症化の予防や改善のため、以下の保健事業に活用します。
 - ・ 塩尻市の健康に関する各種統計業務
 - ・ 健康づくり計画等施策の策定・実施及び保健指導、補助金申請 等
- 受診結果表の提出がない場合は、補助金申請ができません。
- 特定健診と重複して受診した場合、費用の返還を求める場合があります。
- 保健指導の必要な方には、健康づくり課保健師等から連絡があります。

※ 補助金申請に必要な健診項目（特定健診必須項目）

身長、体重、腹囲、血圧、血中脂質、肝機能、血糖(空腹時血糖又はHbA1c)、尿検査、心電図検査、問診(既往歴、服薬歴、喫煙歴、自覚症状、他覚症状)、医師の判断、判断した医師の氏名

※ 個人情報について

提出していただいた健診結果は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、健診内容の確認及び必要な保健指導、保健事業の目的範囲内において厳格に取り扱い、他の目的には利用しません。